

## 源流人会運営要綱

- ・ 「源流人会」は吉野川・紀の川の源流及び水源地域の自然環境や歴史・文化を資源とした環境学習及び体験等のプログラムにより一層積極的に参加し、環境保全や保護について共に考え、行動することを促進する。また、相互に交流し、連携と親睦を深めながら、水源地域ならびに各々の地域における環境保全にかかわる人材の育成を目的とする
- ・ 会員は次の通りとする
  - ① 個人会員 源流人会の趣旨に賛同し、共に考え、行動する意思を有する個人
  - ② 家族会員 源流人会の趣旨に賛同し、共に考え、行動する意思を有する個人と同一世帯である家族
  - ③ 団体会員 源流人会の趣旨に賛同し、共に考え、行動する意思を有する企業・団体
  - ④ 学生会員 源流人会の趣旨に賛同し、共に考え、行動する意思を有する高校生、大学生、大学院生
- ・ 「源流人会」にはいつでも入会を申込みことができる
- ・ 所定の用紙に必要事項を記入し、公益財団法人吉野川紀の川源流物語／森と水の源流（以下「この法人」という）の事務局に提出する
- ・ 会費は次のとおりとする
  - ① 個人会員 2,000 円
  - ② 家族会員 3,000 円
  - ③ 団体会員 10,000 円
  - ④ 学生会員 1,000 円
- ・ 会員は入会時に会費を納入するものとし、以降毎年会費を納入するものとする
- ・ いったん納入された会費は返還しない
- ・ 会費は次の目的に使用する
  - ① 「吉野川源流—水源地の森」体験プログラムの支援及びこれに参加する会員の参加費の一部免除費用
  - ② 森づくり体験等への支援及びこれに参加する会員の参加費の一部免除費用

- ③ 体験学習を通じた環境教育への支援及びこれに参加する会員の参加費の一部免除費用
  - ④ 吉野川紀の川流域の自然・文化に親しむ学習の企画や運営に会員が主体的に関わるために必要となる講座や交流行事
  - ⑤ 機関誌『ぼたり』の送付
  - ⑥ その他、この会の目的達成に必要な事業
- ・ 会員には会員証を発行する
  - ・ 会員の資格は会費を納入した日からその年度の3月末日まで有効とする
  - ・ 新規入会の場合、1月1日から3月31日までの申込みにより、次年度分の手続きすることができる
  - ・ ただし、会員の資格は4月1日より発生する
  - ・ 更新手続きは前年度の1月以降からできることとする
  - ・ 会員は次の事由によって3月末日をもって退会とし、資格を喪失する
    - ① 会員本人による退会の意思表示があったとき
    - ② 年度内において更新の手続きがされないとき
  - ・ 退会后、再入会する場合、会員番号は継続するが、資格を喪失した期間中の特典を受けることはできない
  - ・ 会員は入会日当日より次の特典を受ける。
    - ① その年度の特典品を受け取ることができる
    - ② 行事等の情報を受け取ることができる
    - ③ 機関誌『ぼたり』を受け取ることができる
    - ④ この法人が主催する一部行事に割引料金で参加できる
    - ⑤ 会員証を提示することで、森と水の源流館に無料で入館することができる。ただし、団体会員の場合は10名までとし、超過人数分については団体割引の適応を受ける
- ※ ④ ⑤は入会日より前に遡っての返金等を行わない